

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	営業の許可	
根拠法令・条項	食品衛生法第55条	
所管課	保健所 食品衛生課	
審査基準	<p>1 申請に係る施設の構造設備等が大阪府食品衛生法施行条例第3条の規定に基づく営業施設の共通基準、業種別基準に適するか否か。</p> <p>2 営業許可の有効期間は、堺市食品衛生法施行細則第9条に規定する採点基準により設定する。</p> <p>3 申請者が、食品衛生法第55条第2項の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えない場合がある。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	14日
	標準処理期間を設定できない理由	